

## 鈴木みどりのメディア・リテラシー論を再考する

坂本, 旬

---

(出版者 / Publisher)

法政大学図書館司書課程

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

The Journal of Media and Information Literacy / メディア情報リテラシー研究

(巻 / Volume)

3

(号 / Number)

1

(開始ページ / Start Page)

149

(終了ページ / End Page)

164

(発行年 / Year)

2021-11

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00025534>

法政大学図書館司書課程

メディア情報リテラシー研究 第3巻1号、149-164

特集 「鈴木みどりとメディア・リテラシー研究：今日的意義、そしてこれから」  
——FCTと鈴木みどり先生のメディア・リテラシー研究と実践——

## 鈴木みどりのメディア・リテラシー論を再考する

坂本 旬

法政大学

### はじめに

2021年は鈴木みどり（敬称略）没15周年である。日本のメディア・リテラシーを語る上で、鈴木みどりは先駆者の1人として欠かすことができない。しかし、決して過去の人物としてその足跡を辿るだけでなく、今日の日本におけるメディア・リテラシー論や運動を再考する上でも、必要不可欠な人物である。鈴木理論の何を受け継ぎ、発展させるべきなのだろうか。本稿は、まず筆者と鈴木との関わりの中から検討すべき視点を再考し、その上で、理論的な課題を抽出してより深く検討したい。

鈴木メディア・リテラシー論の中で、筆者が考えるもっとも重要な視点とは、コミュニケーション論である。コミュニケーションは鈴木がもっともこだわった概念であり、今日のメディア・リテラシー理論に受け継ぎ、発展させるべき概念であろう。では、鈴木コミュニケーション論とはどのようなものであり、どの点を発展させるべきなのだろうか。

### 1. 鈴木みどりとFTCの活動

筆者は今こそメディア・リテラシーを主として研究しているが、本格的に研究しはじめたのは、鈴木が亡くなってからであった。それ以前は図書館司書課程担当教員であったこともあり、情報リテラシー教育を中心に研究していた。メディア・リテラシーに関心がなかったわけではなく、1998年にメディア総合研究所主催のメディア・リテラシーをテーマとしたシンポジウムにシンポジストとして参加している。当時は、1997年発生した神戸連続児童殺傷事件の影響を受けて、翌年6月に出された中教審答申「『新しい時代を拓く心を育てるために』一次世代を育てる心を失う危機—」で「親が子どもに不適切と判断する番組を見られないようにする装置（Vチップ）」<sup>(1)</sup>の導入の検討が示唆され、メディア・リテラシーが社会的にも話題になっていたのである。また、1999年10月にはメディア総合研究所とFCTが共催した第3回全国視聴者交流集会「メディア・リテラシーを考える」でも筆者はパネリストとして参加し、「学校における情報教育とメディア・リテラシー」というテーマで報告をしている。

1997年は鈴木みどり編『メディア・リテラシーを学ぶ人のために』（世界思想社）が出版された年であり、1998年にはNHK教育テレビ「ETVメディアは今」が放送され、アメリカやカナダのメディア・リテラシー運動が紹介されている。そしてこの年にアメリカではコロラド州スプリングでNMEC（全米メディア教育会議）が開催され、カナダのオンタリオ州の国語科にメディア・リテラシーが導入された。ちなみに、NMECは2001年にAMLA（アメリカ・メディア・リテラシー同盟）へと名前を変え、さらに2007年には現在のNAMLE（全米メディア・リテラシー教育学会）となる。1990年代はまさに北米でメディア・リテラシー運動が広がるとともに日本でもその影響が現れた時期でもある。一方、日本では1998年に旧郵政省・民放連・NHK「青少年と放送に関する調査研究会」報告書が発表された。そして2000年には旧郵政省「放送分野における青少年とメディア・リテラシーに関する調査研究会」が報告書を発表する。この研究会には鈴木も参加し、鈴木の理論が一定程度報告書にも反映されている。

筆者は当時、図書館情報学分野の情報リテラシーとメディア・リテラシーの統合を求めて、2000年から月に一回、メディアフォーラム研究会を主催していた。FCT市民のメディア・フォーラム（最初はFCT子どものテレビの会、現FCTメディア・リテラシー研究所、以降FCTと表記）との関わりは、1999年の全国視聴者交流集会への参加の後、2001年12月21日から23日まで開催されたFCTのメディア・リテラシー研修にも参加している。FCTは2002年3月『FCT GAZETTE (No.76)』誌上に「メディア・リテラシー推進に向けたFCT提言—市民のコミュニケーションする権利の実現をめざして」を発表している。この提言については後述するが、当時のFCTのメディア・リテラシーについての考え方がもっともよく示されている。

ちなみに、筆者は2002年、前年に同時多発テロが起こったニューヨークに1年間滞在した。まさにアメリカがアフガニスタン侵攻を始めた年である。戦争推進にメディアが加担する状況を目の当たりにした経験から、メディア・リテラシーの重要性を強く実感することとなった。こうして筆者は情報リテラシーからメディア・リテラシーへと研究の軸足を少しずつ動かしていったのである。鈴木は2006年に逝去し、筆者はルーテル教会で行われたお別れの会に参加した。最期の言葉は「ホープ」だったという。メディア・リテラシー研究のみならず、運動として人生を捧げ、次の世代へその希望を繋ごうとしたのであろう。そしてちょうどこの頃を境に、メディア・リテラシー研究と運動は世界的な変革期を迎えることになる。

2007年、AMLAはNAMLEに名称を変更するとともに「メディア・リテラシー教育中核原理」を発表する。この名称の変更はメディア・リテラシーからメディア・リテラシー教育へと、研究から実践へと、運動をよりいっそう進化させたことを意味していた。そしてこの時の大会のテーマは「iPod、ブログ、そしてその先へ—21世紀に向けたメディア・リテラシーの展開」であった。この同じ年にiPhoneが発売された。翌年、ユネスコ・パリ会議が開催され、UNAOCとともにメディア情報リテラシープログラムを立ち上げるのである。こうしたメディア・リテラシー運動の変化は、一言で言えば本格的なソーシャルメディア時代の幕開けとそれに対応するためのメディア・リテラシー理論の変革を意味していた。

一方、日本では、2007年にFCTが創設30周年記念国際フォーラム「メディア・リテラシー

と市民のエンパワーメント 2007」を開催し、基調講演はデイビッド・バッキンガムであり、そのテーマは「テクノロジーを超えて—デジタル文化世代の学びを再考する」であった。筆者もこのシンポジウムに参加し、バッキンガムに初めて面会した。さらに、総務省は2006年に「ICTメディア・リテラシー・プログラム」を発表し、翌年から普及活動を開始した。筆者は旧郵政省のメディア・リテラシーと総務省のICTメディア・リテラシーの定義を比較した上で、総務省の定義について「2000年のメディア・リテラシーの定義にはあった『社会的文脈』を重視する欧米主流のメディア・リテラシー理論の視点は消えてしまい、代わりにICTリテラシーの要素が大幅に増加した」と述べたことがある(坂本、2020:37)。鈴木が亡くなったのち、総務省の政策に代表される日本のメディア・リテラシー教育政策は次第に教育工学寄りになっていった。

鈴木が亡くなってから10年後、メディア・リテラシー運動に再び大きな変革が始まる。2016年の米大統領選に伴う「フェイクニュース」問題であり、それに伴って、オンライン情報の信頼性を見分ける能力が世界的に求められるようになった。メディア・リテラシーだけではなく、情報リテラシー、ニュースリテラシーやデジタルリテラシーなどの類似のリテラシー論も注目されるようになり、それらの概念を統合したユネスコのメディア情報リテラシー理論の重要性が高まったと言える。さらにはこれらを統合する機能を持つ概念としてのデジタル・シティズンシップ概念にも世界的に注目が集まった。もはや従来のメディア・リテラシー論では全体を包括できないため、筆者はユネスコのメディア情報リテラシーを広義のメディア・リテラシーとして捉え直すべきだと考えるに至っている。(坂本 2021)

## 2. 鈴木みどりのコミュニケーション論

鈴木が筆者に語ったことのうち、今でも記憶に残っていることがいくつかある。一つは北米のメディア・リテラシーの定義にはコミュニケーションがない、だから私はコミュニケーションを付け加えたという鈴木という言葉である。鈴木がコミュニケーションを重視していることはいろいろな文献から読み取ることができる。まず、FCTは1989年にオンタリオ州教育省が発行した『Media Literacy Resource Guide』を1992年に翻訳し、『メディア・リテラシー マスメディアを読み解く』(以下、『Resource Guide』と略)として出版している。

この本の中でメディア・リテラシーは次のように定義されている。(Ontario Ministry of Education 1998 FCT 訳 1992:7)

メディア・リテラシーとは、メディアがどのように機能し、どのようにして意味をつくりだし、どのように組織化されており、どのようにして現実を構成するのかについて、子どもたちの理解と学習の楽しみを育成する目的で行なう教育である。メディア・リテラシーはまた、子どもがメディア作品をつくりだす能力の育成をもめざしている。

そして、8つのキー・コンセプト(基本的な概念)が示されている。それは以下の8つである。

(Ontario Ministry of Education 1998 FCT 訳 1992:8-11)

1. メディアはすべて構成されたものである。
2. メディアは現実を構成する。
3. オーディエンスがメディアから意味を読み取る。
4. メディアは商売と密接な関係にある。
5. メディアはものの考え方（イデオロギー）と価値観を伝えている。
6. メディアは社会的・政治的意味を持つ。
7. メディアの様式と内容は密接に関連している。
8. メディアはそれぞれ独自の芸術様式を持っている。

鈴木みどりは2000年にカナダのメディア・リテラシー理論の影響を受けながら、独自のメディア・リテラシーのガイドブックとして『Study Guide メディア・リテラシー 入門編』、2003年に『Study Guide メディア・リテラシー ジェンダー編』（以下『Study Guide』と略）を出版した。これらの本は日本のメディア・リテラシー教育の指針となった。2000年版の『Study Guide』によると、メディア・リテラシーは次のように定義されている。（鈴木みどり 2000:15）

メディア・リテラシーとは、市民がメディアを社会的文脈でクリティカルに分析し、評価し、メディアにアクセスし、多様な形態でコミュニケーションをつくりだす力をさす。また、そのような力の獲得をめざす取り組みもメディア・リテラシーという。

オンタリオ州教育省の『Resource Guide』と比較してすぐに分かることは、『Resource Guide』の定義では主体はあくまでも子どもであるのに対して、『Study Guide』では市民になっていることである。そしてもう一つはコミュニケーションの重視である。メディアを社会的文脈でクリティカルに分析、評価するだけでなく、多様な形態でコミュニケーションを作り出す力が前面に出ている。そしてカナダの『Media Literacy Resource Guide』と同様に8つの基本概念をあげる。それは以下の通りである。（鈴木みどり 2000:17-19）

1. メディアはすべて構成されている。
2. メディアは「現実」を構成する。
3. オーディエンスがメディアを解釈し、意味をつくりだす。
4. メディアは商業的意味をもつ。
5. メディアはものの考え方（イデオロギー）や価値観を伝えている。
6. メディアは社会的・政治的意味をもつ。
7. メディアは独自の様式芸術性、技法、きまり／約束事をもつ。
8. クリティカルにメディアを読むことは、創造性を高め、多様な形態でコミュニケーション

ンをつくりだすことへとつながる。

二つの基本概念は似ているが、一部異なる部分がある。オンタリオの『Resource Guide』の7番が『Study Guide』にはなく、代わりに『Resource Guide』の8番に「技法、きまり／約束事」を付加し、それを『Study Guide』の7番として入れている。そして8番はまったく新しく付け加えられた項目であり、この項目にこそ鈴木の特創性が表れていると言ってよい。この項目に対して、次のような解説が付け加えられている。(鈴木みどり 2000:19)

マスターマンは「メディア・リテラシーは単にクリティカルな知力を養うだけでなく、クリティカルな主体性を養うことを目的とする」と述べている。メディア・リテラシーに取り組む者は、メディアをクリティカルに読み解く知力を育成するなかで、メディアにアクセスしたり、主流メディアにない情報をみずからつくりだしたいと望むようになる。それが「コミュニケーションする権利」の自覚である。

その権利をオルタナティブ・メディア活動によって実現していくことも、メディア・リテラシーの目標である。主流メディアの模倣ではないオルタナティブ・メディアによる実践が可能になることは、メディア・リテラシーの中心的課題である「多くの人が力をつけ(エンパワーメント)、社会の民主主義的構造を強化すること」につながっていく。

この解説にはマスターマンの言葉を引用しつつ、「多様な形態でコミュニケーションをつくりだす」ことの意義が書かれている(なお、2003年版にはマスターマンの引用箇所はない)。それは「コミュニケーションする権利」であり、「メディアをクリティカルに読み解く知力を育成するなかで、メディアにアクセスしたり、主流メディアにない情報をみずからつくりだすことである。そしてそれが「多くの人が力をつけ(エンパワーメント)、社会の民主主義的構造を強化すること」につながると述べられている。さらに、この権利はFCTによる「テレビに関する市民の権利憲章」とも深い関わりがある。この市民憲章冒頭には「FCT市民のメディア・フォーラムは公共性をもつテレビに対する私たち市民のコミュニケーションする権利と責任を確認し、すべての市民がこれを共有することを提起する」と述べられている(FCT市民のメディア・フォーラム 1998:3)。

用語としてのコミュニケーションは多義的である。ある高等学校用「社会と情報」用教科書では「電話や電子メールなどのいろいろな情報メディアを介して文字や音声静止画、動画などで表現された情報を伝え合い、相互に影響し合うこと」(岡本・山極 2019:106)と定義されている。この定義は情報科学に則した定義であり、社会的な視点が欠けている。鈴木のコミュニケーション論はこの定義とは異なり、主流メディアに対抗するオルタナティブ・メディアを作り出し、社会の民主主義の土台となる力を含んでいることがわかる。同じようにコミュニケーションという用語を使っている、中身は異なることに留意すべきであろう。

そこで、マスターマンはコミュニケーション学を批判していたことを思い起こす必要があるだ

ろう。マスターマンが批判したのは社会的文脈を無視したコミュニケーション研究である。コミュニケーション研究は「一方通行の構造、情報を製造する者とそれを消費する者との間の著しい不平等、意識産業としてのメディアの機能、メディアがテキストを生み出し、視聴者が意味を生み出す文脈の複雑さ」を覆ってしまう。そして、メディアについて重要なのは、「対人コミュニケーションの形態との共通点ではなく、その相違点」だと指摘する (Masterman 1985:68)。そして、次のように述べている。

実証的なコミュニケーション研究では、重要な知見が得られることはほとんどない。なぜなら、コミュニケーションを、それが生産され、流通し、伝達され、消費される社会的、歴史的、法的、経済的な文脈から切り離そうとする試みは、失敗する運命にあるからである。(Masterman 1985:68)

コミュニケーション理論を現実の対人関係と同様にメディアを介した対人関係にも適用させることにはいかなる問題があるのだろうか。マスターマンが指摘しているのは、人間関係の背後にある社会的文脈の重要性が見えなくなってしまうことである。ただし、マスターマンはコミュニケーションそのものを否定しているわけではない。技術主義的な職業教育におけるコミュニケーション教育に対して彼は「『コミュニケーション』の持つ解放的な可能性ではなく、家畜化し、奴隷化している」(Masterman 1985:67) と主張する。マスターマンの批判は今日の日本の教育にも当てはまるだろう。社会的文脈から切り離されたコミュニケーション能力の育成の重視は今日の産業界や教育界にも見ることができる。マスターマンがこのような社会的文脈から切り離されたコミュニケーション研究に代えて重視したのはフレイレの批判的リテラシーと対話の教育であった。「私たち自身の経験と行動を、生徒の経験だけでなく、グループでの対話を通じて批判的な検討に開放し、教育における伝統的な構造的な関係、すなわち教師と生徒、生徒と生徒、教師と生徒の知識そのものに対する関係に疑問を投げかけること」(Masterman 1985:31) だと述べている。

鈴木のコミュニケーション論は主流メディアに対して民主主義の基礎としてのオルタナティブ・メディアを創造することを志向しており、マスターマンが批判するコミュニケーション研究とはまったく異なるものだといえる。

### 3. アспен会議とメディア・リテラシーの定義

では鈴木のコミュニケーション論は本当に欧米のメディア・リテラシー論にはないものなのだろうか。筆者は (坂本 2020:36) の中で、鈴木が1992年にアспен研究所が開催したメディア・リテラシー全米リーダーシップ会議 (以下、アспен会議と略) で議論の末まとめられたという定義を紹介したことがある。それは以下の定義である。

メディア・リテラシーとは、市民がメディアにアクセスし、分析し、評価し、多様な形態でコミュニケーションを創り出す能力を指す。この力には、文字を中心に考える従来のリテラシー概念を超えて、映像および電子形態のコミュニケーションを理解し、創り出す力も含まれる。(鈴木 1997:7)

この定義を読めば、まずアメリカで多様な形態でコミュニケーションを創り出す力が定義され、それを鈴木が自分の定義に適用したように思うことだろう。ほぼ同じ趣旨の内容が(鈴木 1998:389)にも書かれている。実際、筆者もそのように考えていた。しかし、この定義には出典が明記されていない。アスペン会議の報告書は1993年にアフダーハイドによって編集執筆されており、この会議で用いられたメディア・リテラシーの定義がその後長らく北米で標準的に用いられている。

アフダーハイドの報告書によると、メディア・リテラシーとは「市民が特定の成果を得るために情報にアクセスし、分析し、創造する能力」である(Aufderheld 1993:1)。ただし、この定義は参加者が共通する最小限の定義であり、とりわけ「情報」や「成果(outcome)」という用語については参加者によって多様な受け止め方がされていた。例えば「情報」という用語は決してコンピュータを使ったデジタル世界をイメージして使われていたわけではない。

報告書本文の冒頭には次のような別の定義が書かれている。

メディア・リテラシーとは、リテラシーの概念を拡大し、現代の情報環境を支配している強力なポストプリントメディアを含めようとする運動であり、強力な映像、言葉、音で構成された文化の中で、人々が意味を理解し、創造し、交渉するのを助けるものである。

この定義によればメディア・リテラシーは運動である。この定義は報告書本文の冒頭に書かれていることから、議論の土台となった最初の定義と対立するものではなく、アルペン会議での議論全体を踏まえて、アフターハイドが表現したものであると考えられる。つまり、二つの定義を勘案すると、メディア・リテラシーは能力として定義されるだけでなく、その獲得を追求する運動も含めた概念としてみなされていることになる。そして誰もが印刷および電子メディアの双方を解読し、評価し、分析し、生産することができるようになる機会を得られるべきだと述べられている。

そして、参加者が共通に理解を得られた基本的概念として次の5点が挙げられている。

- ・メディアは構築され、現実を構築する。
- ・メディアは商業的な意味を持つ。
- ・メディアはイデオロギー的、政治的な意味を持つ。
- ・形式と内容は、それぞれのメディアで関連しており、それぞれが独自の美学、コードと慣習を持つ。



- ・受け手はメディアの中で意味を交渉する。

著名なメディア・リテラシー研究者のホブbsは、「アメリカの教育者は、メディア教育の適切な目標の範囲や適切な指導技術の範囲については合意できなかったが、イギリス、オーストラリア、カナダの教育者が開発したモデルに基づいて、メディア・メッセージの分析に含まれるべき以下の概念を特定した」(Hobbs1998:17-18)としてこれら5つの概念をあげている。

このレポートには2つの付属文書があり、そのうちの一つはアスペン研究所ワイセンターのデイビス (J. Francis Davis) によるバックグラウンド・ペーパーである。彼はメディア・リテラシーを「より効果的な市民となるために、メディアを能動的に読み(つまり、見ること)、分析し、増強し、影響を与える能力」と定義している (Aufderheld 1993:26)。この定義はより市民の立場を強調したものだと言える。

アスペン会議によるメディア・リテラシーの定義は、報告書によればやや曖昧であるが、リテラシーの概念を拡張し、紙から電子まで多様な形式を含んでいること、そしてアクセス、分析、評価、創造する能力であると読み取ることができるだろう。CML (Center for Media Literacy) は、アスペン会議によるメディア・リテラシーの定義を「さまざまな形式のメディアにアクセスし、分析し、評価し、創造する能力」とまとめている<sup>(2)</sup>。

このように原典にあたって調べてみると、鈴木<sup>(1)</sup>の1997年の著書や1998年の論文におけるアスペン会議のメディア・リテラシーの定義の紹介は正確ではないことになる。この時点での北米のメディア・リテラシーの概念にはコミュニケーションは含まれていなかった。むしろ当時の鈴木<sup>(1)</sup>のメディア・リテラシーの定義には北米の定義にはない鈴木自身の考え方が強く反映されていると言ってよいだろう。これについては筆者自身も誤解していたことになる。

では、北米のメディア・リテラシー理論にとって、コミュニケーションとは何だろうか。メディア・リテラシーにおけるコミュニケーションとは、主としてマスコミュニケーションのことである。同時に、メディア・リテラシーにおけるメディアとは、主としてマスメディアのことである。メディア・リテラシーが映画やテレビを中心としたマスメディアの読解力として始まったことを考えれば、このことは容易に理解できるだろう。鈴木<sup>(1)</sup>のコミュニケーション論がマスメディアとしての主流メディアに対抗するオルタナティブ・メディアの創造を前提としていたことを考えれば、鈴木<sup>(1)</sup>の理解もまたマスコミュニケーションを前提とした理解であったことがわかる。

2007年、AMLAがNAMLEへと名称を変更すると同時に、メディア・リテラシー教育中核原理を発表した。それは以下の6項目である (AMLA/NAMLE 2007)。

1. メディア・リテラシー教育は、私たちが受信し、創造するメッセージについての積極的な探究と批判的思考を要求する。
2. メディア・リテラシー教育は、リテラシーの概念(すなわち読み書き)をあらゆるメディアの形態に拡張する。
3. メディア・リテラシー教育は、あらゆる年齢層の学習者に対して行われ、スキルの向上

を図る。識字能力のように、それらのスキルは統合され、インタラクティブに繰り返し、練習される必要がある。

4. メディア・リテラシー教育は、民主主義社会に不可欠な、情報に通じ、深く考え、積極的に関わっていく社会への参加者を育てる。
5. メディア・リテラシー教育は、メディアが文化の一部であり、社会化のエージェントとして機能することを認識する。
6. メディア・リテラシー教育は、人々がメディア・メッセージから自分自身の意味を作り出すために、自分たちのスキルや心情、経験を利用すると確信する。

メディア・リテラシー教育の中核原理は、メディア・リテラシー研究からメディア・リテラシー教育研究への移行を促しただけではない。用語の使い方に注目すると、「メディア」ではなく、「メディア・メッセージ」という用語が頻繁に使用されていることに留意すべきであろう。以後、北米のメディア・リテラシー研究には「メッセージ」という用語が用いられるようになる。日本でよく使用される「情報」は「メッセージ」の中身であり、「メッセージ」にはコミュニケーションのプロセスが含まれている。

この中核原理が発表された2007年のAMLA (NAMLE) の大会では「メディア・リテラシー教育 定義とコンセプトの比較表」(資料1) が配布された。この表によれば、アスペン会議を中心に、当時のALMA、CML、オンタリオ州のメディア・リテラシー・リソースガイドの定義をもとにして、新たな定義が検討されたことがわかる。そして、コンセプト(基本概念)についても、CML、プロジェクト・ルックシャープ、AML、そしてフィフスによる概念が比較されている。その後、NAMLEは「印刷物や非印刷物のメッセージを含むさまざまな形式の情報にアクセスし、分析し、評価し、伝達する能力を含む、一連のコミュニケーション能力」と定義した。この定義はさらに改訂され、2017年には「行動」が加えられ、次のような定義となる。

(メディア・リテラシーとは) あらゆる形態のコミュニケーションにアクセス、分析、評価、創造し、行動する能力である。簡単に言えば、メディア・リテラシーは、伝統的なリテラシーの基礎の上に構築され、新しい形の読み書きを提供するものである。メディア・リテラシーは、人々が批判的な思考者や制作者、効果的なコミュニケーター、積極的な市民となることを可能にする<sup>(3)</sup>。

この定義には「コミュニケーション」と「コミュニケーター」という表現がある。これらの表現は「行動」と結びついており、積極的な市民としてのコミュニケーションであり、その担い手としてのコミュニケーターが求められている。それはまさに鈴木とFCTがめざしていた方向と重なるように思える。

#### 4. 市民のためのメディア・リテラシー・モデルの継承

本稿は鈴木によるメディア・リテラシーの定義の特徴の一つであるコミュニケーションを取り上げ、背景となった北米のメディア・リテラシーの定義やコンセプト（基本概念）とその変化を概観した。鈴木が亡くなった時期はテレビを中心とするマスメディアからインターネットを土台とするソーシャルメディアへの変革期の始まりであった。こうしたメディア環境の変化について、鈴木は語っていない。しかし、新たなメディア環境の中で、鈴木理論を再構築することは可能である。

中橋は鈴木メディア・リテラシーの定義に対して「メディアの分析、評価に力点がある。主にマスメディアに対する受け手としての市民に求められる能力を想定した表現」（中橋 2021:29）だと指摘している。このような評価はこれまで見てきたように、鈴木独自のオルタナティブ・メディアの創造を含むコミュニケーション論を軽視しているように思える。そして、中橋は、ソーシャルメディア時代はマスメディア対市民だけではなく、個人と個人とのコミュニケーションも重要だと指摘する。しかし、欧米のメディア・リテラシー研究の潮流を見れば、メディアに対する考え方は、ソーシャルメディア時代になっても基本は変わっていない。ソーシャルメディア時代にマスコミュニケーションがなくなるわけではなく、むしろ強化されるからである。中橋はこの点については言及していない。かつてはテレビ局や新聞社など、目に見える形として存在していたが、ソーシャルメディア時代のマスコミュニケーションは多様なプラットフォームやアルゴリズムの出現によってより複雑化し、しばしば目に見えにくいものとなった。さらに「フェイクニュース」や陰謀論の登場によって、ソーシャルメディアは民主主義を脅かす「兵器」にさえなりうる。

アブルーは2019年に出版した本の中で「メディアには、テレビ・ラジオ、新聞・雑誌、広告、映画・ビデオ、書籍出版、写真などのほか、インターネット上のさまざまなネットワーク、プラットフォーム、アウトレット、フォーラムなどが含まれる。簡潔に言えば、メディアはマスコミュニケーションの手段である」（Abreu 2021:3）と書いている。ソーシャルメディアは誰でもマスメディアになることができる公共空間であるとともに、プラットフォームそのものが巨大なマスメディアにもなりうる空間である。その本質を見誤ると、ソーシャルメディア時代のメディア・リテラシーにおける批判的思考の重要性を過小評価してしまいかねない。このような状況をテッサとミシェルは「テクノロジーツールへのアクセスにより、情報やコンテンツ配信へのアクセスが拡大するにつれ、市民ジャーナリズム（特にインターネットを利用して一般市民がニュースや情報を収集、発信、分析すること）は、情報のあり方を大きく変えた。今やマスコミュニケーションの力は、一部の強力な団体ではなく、多くの人々の手に委ねられている」と述べている（Jolls & Jonsen 2018:1382）。そして「メディアの消費と生産の能力があれば、市民は、民主主義に不可欠な団結力、個人と社会の自由、経済的基盤を再評価し、バランスをとる機会を得ることができる。今こそ、市民が自ら作り、受け取るメッセージを分析し、自分自身やコミュニテ

ィのために賢明な選択ができるよう、賢明な政策や教育アプローチを構築する時である。メディア・リテラシーは、ハイパーリンクされたグローバルなメディアの世界で民主主義を推進するために不可欠なスキルである」と主張するのである (Jolls & Jonsen 2018:1408)。このように、彼女らは今日のソーシャルメディア時代のメディア・リテラシーは決して、個人間のコミュニケーション能力に矮小化することなく、新たな「マスコミュニケーションの力」に対抗しうる市民のスキルとして再定義しようとしている。

また、ミハイリディスは著書『市民メディア・リテラシーズ』の中で市民のためのメディア・リテラシー論の構築をめざした。そして彼は「市民メディア・リテラシーズ (civic media literacies)」と呼ばれる概念を提示した。彼は「市民メディア・リテラシーズとは、人々が社会問題の解決を支援するためにメディアを利用し、有意義な関わり合いの場を再構築し、コミュニティで積極的な対話を行い、インパクトのある行動を起こすための道を開き、そして現実的な規模で『共通の利益のために他者と一緒に世界に存在するという感覚を生み出し、再現する技術、デザイン、実践』を促進できるようになるための一連の価値観、実践、プロセスである」と述べている (Mihailidis 2019:17)。彼の理論は最近日本でも大きな話題になりつつあるデジタル・シティズンシップの概念と重なっている。

欧州委員会が設立した「フェイクニュース」とオンライン偽情報に関するハイレベル専門家委員会は、2018年3月、最終報告書「偽情報に対する多元的アプローチ」を公表した。メディア情報リテラシーは、メディア・リテラシーと情報リテラシーなどの関連リテラシーを統合した、いわば広義のメディア・リテラシーである。この報告書には次のように述べられている。

現代の情報時代の文脈の中で、基礎教育コンピテンシーが工業時代のシティズンシップに対応していたように、メディア情報リテラシー (MIL) はデジタル・シティズンシップにとってきわめて重要なものになりつつある。メディア情報リテラシーは、オンラインのディスコース、さらにはオフラインにおける批判的思考と良質な個人活動を発展させるためのスタート点であり、基本的なコンピテンシーとなったのである。その目的は表現の自由といった基本的人権に基礎を置くシティズンシップの育成であり、オンライン公共圏における積極的かつ責任ある参加を可能にすることである。(EU,2018:25)

偽情報や陰謀論が跋扈するソーシャルメディア空間は、社会に分断と民主主義の危機をもたらしている。批判的思考を中核に置く市民のためのメディア・リテラシーやデジタル・シティズンシップ教育は、今日の教育における最重要課題の一つとなった。鈴木が亡くなった2006年および2016年以降のメディア・リテラシー界の大きな変革は、鈴木が市民のためのメディア・リテラシー・モデルを風化させるどころか、むしろその再生を求めている。マスコミュニケーションと市民の関係を問い直し、市民のコミュニケーションする権利の実現をめざす運動と実践は、ソーシャルメディアと偽情報時代の今こそ、求められなければならない。

FCTは2002年2月、「メディア・リテラシー推進に向けたFCT提言—市民のコミュニケー

トする権利の実現をめざして一」を公表している（資料2）。当時はまだインターネットは普及の段階であったが、この提言には今日にも通用する重要な視点がある。この提言が指摘しているように、メディア業界には今なお『送り手の意図を理解するのがメディア・リテラシーである』というきわめて自己に都合のよいメディア・リテラシー観」を数多く見ることができる。例えば、NHKは2020年6月7日に放送した「これでわかった！世界のいま」でステレオタイプな黒人を描いた動画を放送し、アメリカのヤング駐日臨時代理大使は「使われたアニメは侮辱的で無神経」と批判した。これに対してNHKは動画を公式サイトから削除した上で「配慮が欠け、不快な思いをされた方におわびいたします」と謝罪した<sup>(4)</sup>。しかし、なぜこのようなことが起こったのか、検証されていない。「差別の意図」ではなく、差別表現の背後にある無意識の差別そのものが問題なのである。

FCTの提言は市民の果たすべき役割について、次のように述べている。

市民は、安易に行政やメディアに頼るのでなく、市民こそがメディア・リテラシーの取り組みにおいて中心的な担い手であるという自覚を持ち、積極的かつ主体的にメディア・リテラシーを推進していく必要がある。この市民主体の取り組みでは、自らの基本的な権利である表現の自由をめぐる議論に積極的に参加することが求められる。市民を中心として、二項対立を超える新しい思想を創造するための議論を、いま、始めなければならない。

ここで述べられていることは、ソーシャルメディア時代になっても変わらない。偽情報や陰謀論が蔓延する世界で、メディア・リテラシーを推進する主体は市民自身でなければならない。そしてその教育は、ミハイリディスが「市民メディア・リテラシー」と名付けたように、類似の多様なリテラシーを包含する広義のメディア・リテラシーの概念を用いる必要があるだろう。

## 小結

本稿は鈴木メディア・リテラシー論の特質を、コミュニケーション重視にあると考え、その背景を考察した。1990年代後半の北米のメディア・リテラシー理論にはコミュニケーション重視の視点はなく、鈴木メディア・リテラシーの概念は鈴木自身のオリジナルな考え方によるものである。しかし、鈴木コミュニケーション論は市民のコミュニケーションする権利に裏付けられるものであり、オルタナティブ・メディアの創造を志向する点で、社会的文脈を考慮しないコミュニケーション論とは異なるものであった。

北米のメディア・リテラシー論は、鈴木が亡くなった頃から大きな変革期を迎えた。第一段階はソーシャルメディアへの対応であり、第二段階は世界的な「フェイクニュース」問題への対応であった。このような変革期を経て、世界的なメディア・リテラシー理論はデジタル・シティズンシップ理論とともにますます市民性（シティズンシップ）を重視する方向へと進みつつある。そして新たなメディア・リテラシー運動の担い手として、ユネスコを中心としたメディア情報リ

テラシー運動が世界に影響をもたらしつつある。

鈴木の子民のためのメディア・リテラシー・モデルを受け継ぎ、さらに発展させるためには、過去の蓄積にとどまるのではなく、このような世界のメディア・リテラシー研究と運動・実践の最前線に立ち、世界的な運動に参加する必要があるだろう。それは鈴木自身が自ら実践していたことでもあった。立ち止まってはいけないのである。

## 資料1 メディア・リテラシー教育 定義とコンセプトの比較表 (AMLA 2007)

### 定義

#### ・アスペン・メディア・リテラシー会議議事録、1992年

メディア・リテラシーのある人は、紙媒体と電子媒体の両方にアクセス、分析、評価、制作することができる。

#### ・AMLA

メディア・リテラシーは、人々を批判的思考者であるとともに、画像、言語、音声を用いてよりいっそう幅広いメッセージの創造的な制作者にする。それは、リテラシーのスキルをメディアやテクノロジーのメッセージに適切に適用することである。コミュニケーション技術が社会を変化させるにつれて、自分自身、コミュニティ、そして多様な文化に対する理解にも影響をもたらす。そのため、メディア・リテラシーは21世紀の必須のライフ・スキルとなった。

#### ・CML (Center for Media Literacy)

メディア・リテラシーとは、21世紀の教育アプローチであり、さまざまな形式のメッセージにアクセスし、分析し、評価し、創造するためのフレームワークを提供する。また、社会におけるメディアの役割を理解し、民主主義の市民に必要な探求と自己表現のスキルを構築する。

#### ・オンタリオ州メディア・リテラシー・リソースガイド

メディア・リテラシーとは、メディアがどのように機能するのか、どのように意味を生み出すのか、どのように組織されているのか、どのように現実を構築しているのかについて、生徒の理解と楽しさを深めることを目的とする。最終的に、メディア・リテラシー教育は、メディアの長所と短所、偏見と優先順位、役割と影響、芸術性と作為に関する知識を含む、メディアに対する理解を持つ生徒を育成することを目的としなければならない。メディア・リテラシーはライフスキルである。

### コンセプト

「構成性」	1. すべてのメディア・メッセージは「構成」されている。
フォーマット	2. メディア・メッセージは、独自のルールを持つ創造的な言語を用いて構築される。
オーディエンス	3. 同じメッセージでも、人によって体験は異なる。
コンテンツ	4. メディアには価値観や視点が埋め込まれている。
目的	5. ほとんどのメディア・メッセージは、利益や権力を得るために組織されている。

**プロジェクト・ルックシャープ (イサカ大学)**

「構成性」	1. すべてのメディア・メッセージは「構成」されている。
フォーマット	2. メディアは、それぞれ異なる特性や利点および固有の構成「言語」を持つ。
オーディエンス	3. 多様な人々が、同じメディア・メッセージを多様な方法で解釈する。
コンテンツ	5. メディアには価値観や視点が埋め込まれている。
目的	4. メディア・メッセージは、利益、説得、教育、芸術的表現など、特定の目的のために制作される。

**AML (カナダ)**

「構成性」	1. すべてのメディア・メッセージは「構成」されている。
フォーマット	5. メディアにはそれぞれ独自の言語、スタイル、技術、コード、慣習、美学がある。 8. メディアにおける形式と内容は、密接に関連している
オーディエンス	2. 人によってメッセージの解釈は異なる。
コンテンツ	4. メディアには、イデオロギーや価値的メッセージが含まれている。
目的	3. メディアは商業的利益をもつ。 6. メディアは商業的な意味がある。 7. メディアに社会的、政治的な意味がある。

**インサイタズ教育コンサルティング (Faith Rogow, Ph.D.)**

「構成性」	1. すべてのメディアは「語り手」によって作られたリプレゼンテーションである。
フォーマット	2. メディア・メッセージは、独自のルールを持つ創造的言語を使って構成される。
オーディエンス	3. 人々は自分の経験のレンズを通してメディアを見るため、同じメッセージでも人によって経験が異なる。
コンテンツ	4. メディアには、価値観やイデオロギーを含む複数のメッセージを伝える、表向きと裏向きのコンテンツがある。
目的	5. メディアの価値観が繰り返されると、ある人には有利に、ある人には不利になることがある。

この配布資料は、Alliance for a Media Literate America の提供による。教育的使用のための複製が奨励されている。

**資料2 メディア・リテラシー推進に向けたFCT提言—市民のコミュニケートする権利の実現をめざして— (2002.2)**

私たち FCT 市民のメディア・フォーラムは、この4半世紀にわたり、市民の立場からメディア問題について分析調査し、それに基づいて社会的に発言してきた。1998年には「テレビに関する市民の権利憲章」を起草し「言論・表現の自由は市民一人一人に等しく保障される基本的権利である」(第1条)という原則を確認し、今日のメディア社会においてその権利を実現するために「メディア・リテラシーの権利」(第5条)を宣言している。FCTは、この憲章を基本理念として、メディア・リテラシーの理論と実践の統合をめざしつつ、その活動に取り組んできた。最近になって、行政やメディアも漸くメディア・リテラシーに注目し始めた。しかし、政府による男女共同参画計画や「青少年を取り巻く環境の整備に関する指針」(2001.10)では、「有害

メディア」の取締りを志向しながら「メディア・リテラシー教育の推進」が提唱されている。行政によるこうした動きの根底には、メディア規制の一端を市民に担わせるための方法としてメディア・リテラシーを位置づけようとする戦略的な発想があるのではと懸念される。一方、NHKと民放連は、旧郵政省も参加した「青少年と放送に関する専門家会合」でメディア・リテラシーの向上を掲げたが（1999）、その具体的な番組制では「送り手の意図を理解するのがメディア・リテラシーである」というきわめて自己に都合のよいメディア・リテラシー観を示している。

こうしてみると、行政、メディアのいずれでも、メディア社会において市民としての主体性の確立をその目的とするメディア・リテラシーの理念とはかけ離れた取り組みが志向されていると言わざるを得ない。

メディアは、いま、「青少年有害社会環境対策基本法案」「個人情報保護法案」「人権擁護法案」に強く反発しているが、その議論は依然として「メディア規制 vs. 表現の自由」という二項対立にとらわれている。メディアは、自らの論理と行動を真剣かつ真摯に律することのない限り、政権政党や政府による「規制」を批判しても市民の共感を得られないことを、未だに自覚できないでいる。

いま必要なことは、市民のコミュニケーションする権利の実現をめざすメディア・リテラシーの重要性を改めて確認し、その推進に向けて市民、行政、メディアがそれぞれ実行すべきことを実行することである。メディアがなすべきことは、真に子どもや若い人たちに必要な番組とは何かを考え、それを番組基準に反映させること、また、十分な人材と資金を投入して良質の番組を制作し放送することである。一方、行政に求められているのは、市民主体のメディア・リテラシーの取り組みを支援する制度的仕組みを構築するための政策を立案し、実施することである。

そして市民は、安易に行政やメディアに頼るのでなく、市民こそがメディア・リテラシーの取り組みにおいて中心的な担い手であるという自覚を持ち、積極的かつ主体的にメディア・リテラシーを推進していく必要がある。この市民主体の取り組みでは、自らの基本的な権利である表現の自由をめぐる議論に積極的に参加することが求められる。市民を中心として、二項対立を超える新しい思想を創造するための議論を、いま、始めなければならない。

— 『fctGAZETTE』 No.76（2002年3月）掲載 —

- 
- (1) 文部科学省、「新しい時代を拓く心を育てるために」一次世代を育てる心を失う危機—、1998年
  - (2) Center for Media Literacy, Media Literacy: A Definition and More. Retrieved August 7, 2021 from : <https://www.medialit.org/media-literacy-definition-and-more>.
  - (3) NAMLEのメディア・リテラシーの定義は以下のリンクにある。  
<https://namle.net/resources/media-literacy-defined/>  
2010年時点の定義は以下のリンクを参照。  
<http://web.archive.org/web/20100906171952/https://namle.net/publications/media-literacy-definitions/>  
2017年時点の定義は以下のリンクを参照。  
<http://web.archive.org/web/20170313193909/https://namle.net/publications/media-literacy-definitions/>
  - (4) 佐賀新聞「NHK 黒人動画で謝罪『差別助長』と批判受け」  
<https://www.saga-s.co.jp/articles/-/533044> (2021年8月8日アクセス)



参考文献

- Abreu, Belinha S. (2019). *Teaching Media Literacy Second edition*, Neal-Schuman.
- Aufderheide, Patricia. (1993). *Media Literacy. A Report of the National Leadership Conference on Media Literacy*. The Aspen Institute.
- EU. (2018). *A multi-dimensional approach to disinformation - Report of the High Level Expert Group on Fake News and Online Disinformation*.
- Hobbs, Renee. (1998). Seven Great Debates in the Media Literacy Movement. *Journal of Communication*; Winter 1998; 48 (1).
- Jolls, Tessa & Johnsen, Michele. (2018). Media Literacy: A Foundational Skill for Democracy in the 21st Century. *Hasting Law Journal* (69) .
- Masterman, Len. (1985). *Teaching the Media*. Routledge.
- Mihailidis, Paul. (2019). *Civic Media Literacies – Re-Imaging Human Connection in an Age of Digital Abundance*. Routledge.
- NAMLE. (2007). The Core Principles of Media Literacy Education. Retrieved August 7, 2021 from : <https://namle.net/resources/core-principles/>
- FCT市民のメディア・フォーラム (1998) fet GAZZETE;17,64.
- 岡本敏夫・山極隆編 (2019) 最新社会と情報 (実教社情311)
- 坂本旬 (2020) メディア・リテラシーにおける批判的思考とは何か、法政大学キャリアデザイン学部紀要17巻
- 坂本旬 (2021) 偽情報・陰謀論時代のオンライン情報評価と多元的リテラシーとしてのメディア・リテラシー、法政大学キャリアデザイン学部紀要18巻
- 鈴木みどり編 (1997) メディア・リテラシーを学ぶ人のために、世界思想社
- 鈴木みどり (1998) メディア・リテラシーとは何か、情報の科学と技術、48 (7)
- 鈴木みどり編 (2000) Study Guideメディア・リテラシー 入門編、リベルタ
- 鈴木みどり編 (2003) Study Guideメディア・リテラシー ジェンダー編、リベルタ
- 中橋雄 (2021) 改訂版メディア・リテラシー論 ソーシャルメディア時代のメディア教育、北樹出版